

小山町議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定の請求代表者に意見を述べる機会を与えることに決定しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示（公表）します。

令和7年11月28日

小山町議会議長 鈴木 豊

- 1 日 時 令和7年12月1日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 小山町役場議場
- 3 件 名 議案第89号
小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例
制定の請求について
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の人数 1人
- 5 傍聴人数 29人